

令和9年度（2027年度）京田辺市保育所等利用選考基準表

基本指数表						
区分		保護者の状況		保護者(父)	保護者(母)	
1	就労 (法人が営む事業 に従事する者)	就 労 時 間	月間160時間以上	40	40	
			月間140時間以上	38	38	
			月間120時間以上	36	36	
			月間100時間以上	30	30	
			月間64時間以上	25	25	
		加 点	市外への単身赴任にて就労中(予定)	2	2	
2	上記区分1以外で 就労 (主に個人事業等 に従事する者)	就 労 時 間	月間160時間以上	32	32	
			月間140時間以上	30	30	
			月間120時間以上	28	28	
			月間100時間以上	22	22	
			月間64時間以上	17	17	
		加 点	市外への単身赴任にて就労中(予定)	2	2	
3	妊娠中・出産	(切迫流産等の入院は疾病の扱い)			5	
4	疾病・障がい	疾 病	1か月以上の入院をしている又は1か月以上の入院が決定している場合	40	40	
			1か月以上の通院加療を行い、自宅で安静を要する状態である場合	25	25	
			その他、医師が「保育できない」と診断する場合	15	15	
		障 が い	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの認定がある	40	40	
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの認定がある	36	36	
			身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の認定がある	25	25	
5	介護・看護	同居の親族を自宅で常態的に介護・看護している		14	14	
		長期入院等をしている親族を常態的に介護・看護している		12	12	
		上記以外で親族の介護・看護を常態としている		10	10	
6	震災・風水害等、 災害復旧	罹災証明等が全壊・全焼で市内に単世帯で避難し、復旧に従事		18	18	
		その他証明区分で親族居宅に避難し、復旧に従事		10	10	
		ボランティアとして月16日間以上の災害復旧作業に従事		15	15	
7	求職活動中	採 用 予 定	月間160時間以上就労予定	20	20	
			月間140時間以上就労予定	16	16	
			月間120時間以上就労予定	12	12	
			月間100時間以上就労予定	10	10	
			月間64時間以上就労予定	8	8	
		起業準備中である		8	8	
		それ以外		5	5	
8	就学	自宅外の就学先に通学している		12	12	
		職業訓練校に入校している		10	10	
		就学内定または職業訓練校に入校予定である		8	8	
				基本指数		
○ 基本指数区分1～8の内、(父)(母)それぞれが1つの区分に該当します。 複数の区分に該当する場合は、希望する区分いずれかのみが適用されます。						
その他	保護者、世帯又は子どもの状況から市長が特に「保育が必要である」と認める場合(児童虐待など特別の支援を要する家庭)				別途、利用調整	

調整指数表			
区分		世帯の状況	指数
1	ひとり親世帯	配偶者と離婚が成立しているかつ実態として同居しておらず、それを確認できる証明書類の提出がある場合	42
	その他	配偶者と離婚協議中でその配偶者分の証明書類が提出できない場合	35
2	生活保護世帯	生活保護受給証明の提出があり、かつ生活保護担当課やハローワークの就労支援事業に参加している	3
3	生計中心者の失業により就労が必要 (生活保護世帯を除く)	雇用保険受給資格が特定受給資格者又は特定理由離職者と判定されている	3
		その他会社(事業所)都合での離職と確認できる第三者が発行する書類がある	2
		上記以外の場合	1
4	虐待・DVのおそれがある世帯	裁判所から保護命令、接近禁止命令等の発令が確認できる場合	6
		それ以外で本市家庭児童相談室、警察署、DVセンター等と相談中又は市外の担当と相談中であることが確認できる場合	2
5	申請に係る子どもに障がいがある世帯	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれか又は複数の交付がある	3
		各障害者手帳3級以下、療育手帳B相当の交付がある	1
6	きょうだいの施設利用	きょうだい3名以上が特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業を利用もしくは申込みしている(申請に係る子どもを含む)	3
		きょうだい2名が特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業を利用もしくは申込みしている(申請に係る子どもを含む)	2
7	多子世帯(※)	上記6に該当しない18歳未満のきょうだいが1名以上ある世帯	1
8	地域型保育事業等の卒園児	令和8年11月1日時点で本市の地域型保育事業及び0～2歳児までの保育所に在園し、令和9年3月31日に卒園する子どもが、引き続き市内認可保育施設の利用を希望する場合	10
9	保育士等として就労中(採用予定を含む) (※)	特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業で保育に携わる者として就労時間が月160時間以上	18
		特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業で保育に携わる者として就労時間が月140時間以上	14
		特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業で保育に携わる者として就労時間が月120時間以上	10
		特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業で保育に携わる者として就労時間が月120時間未満	3
		本市の特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園、企業主導型保育事業で保育に携わる者として就労	8
○ 調整指数区分1～8については、世帯単位で該当する項目の指数を合算します。 ○ 調整指数区分8については、令和9年4月1日入所分の利用調整にのみ適用されます。			調整指数

(※) 区分7・9は、新規での入所申込みの調整時のみ加点する項目です。

補正指数表

区分	補正項目	指数
1	同居する18歳以上65歳未満の就学中ではない世帯員が、無職かつ疾病、障がいがない状態である場合	－1
2	同居する未就学のきょうだいに申込みがなく、そのきょうだいがどこの施設にも在籍していない場合(生後57日に満たない場合や疾病・障がいを除く)	－5
3	正当な理由なく、世帯で保育料又は給食費の滞納がある場合(申込日時点)	－35
4	令和9年度の申込みにおいて施設の利用内定を受けたが、自己都合により辞退したことがある場合	－35
5	特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業(企業枠含む)を利用している又は優先的に利用できる場合	－5
6	すでに市内認可保育施設(認定こども園の1号部分を含む)を別々に利用する2名以上のきょうだいがあり、いずれかが在園する保育施設へ転所を希望する場合	＋6
7	きょうだいが在園する保育施設(認定こども園の1号部分を含む)を第一希望として新規に入所申込みをしている場合(同施設内での異動は除く)	＋2
8	基本指数表の区分2に該当する事業に従事し、就労証明書に加えて事業の概要が確認できる書類および継続的に働いていることが確認できる書類の提出がある場合	＋8
9	保護者が内職に従事している場合	－5
10	「令和9年度保育所等入所申込書兼教育・保育給付認定申請書(2号・3号)」の「⑦育児休業の延長を許容できる人の利用調整について」の項目で「希望する保育施設に入所できない場合は、育児休業も許容できる。」にチェック(☑)がある場合 ※ 調整の結果入所となる可能性があります	全体の指数合計に0を乗じる

○ 補正指数区分1～7については、世帯単位で該当する項目の指数を合算します。

○ 補正指数区分8・9については、保護者単位で該当する項目の指数を合算します。

補正指数

優先比較項目表

区分	要 件	優先度
1	保護者が市内特定教育・保育施設、地域型保育事業、新制度未移行幼稚園又は企業主導型保育事業で保育士等として就労中又はその予定である世帯	高 ↓ 低
2	虐待・DVによるケースの世帯又はそのおそれにある世帯	
3	保育料又は給食費の滞納がない世帯	
4	ひとり親世帯	
5	里親として調整に係る子どもの委託措置を受けている世帯	
6	養育している就学前の子どもの人数が多い世帯	
7	養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯	
8	基本指数の高い世帯(補正指数表区分8・9を含む。)	
9	保護者の月間就労日数がより多い場合 ※就労日数の少ない保護者で比較	
10	保護者の不在時間(保育できない時間)がより長い場合 ※通勤時間含む	
11	調整指数の高い世帯	
12	利用希望する施設にすでにきょうだいが在園している又は同時に申込みしている世帯	
13	同居する親族がない世帯	
14	保護者のいずれかが18歳未満の世帯	
15	障がい児(者)と同居している世帯	
16	その他、市が優先すべきと判断する世帯	

- 指数の合計が同じであった場合、優先比較項目の要件を勘案し優先度を判断します。
- 複数の要件にあてはまる場合、優先度が高い要件で比較します。

- 本基準表に記載の年齢は全て令和9年4月1日を基準とします。